

緊急事態宣言発令に伴う乗車券等の払いもどしについて

樽見鉄道では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府より緊急事態宣言が発令されたこと等を受け、定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて、下記の通り実施致します。

1. 払いもどし額の計算方法

(1) 定期乗車券

下記①～③の条件にいずれも該当する定期乗車券に限り、2021年1月13日(水)を申出日とみなして、払いもどし致します。

【該当となる条件】

- ①2021年1月13日(水)以前にご購入されている定期乗車券
- ②緊急事態措置期間(2021年1月14日(木)から緊急事態措置を行う期間の最終日)の全部または一部期間を有効期間に含む定期乗車券
- ③1月14日以降使用していない定期乗車券

※最終使用日までご利用いただいたものとして弊社の規程による払いもどし計算をし、所定の手数料(220円)を差し引いた額の払いもどしとなりますため、払いもどし額が無い場合もございます。

(2) 回数乗車券

下記①・②の条件にいずれも該当する回数乗車券に限り、有効期間超過後についても2021年1月13日(水)を申出日とみなして、払いもどしの取扱いを実施致します。

【該当となる条件】

- ①2021年1月13日(水)以前にご購入されている回数乗車券
- ②緊急事態措置期間(2021年1月14日(木)から緊急事態措置を行う期間の最終日)の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます

2. 払いもどし可能期間

2021年1月15日(金)から当分の間

※終了時機については別途ご連絡致します。

3. 払いもどし取扱箇所

大垣駅6番線窓口(8:00～16:00)

本巣駅(5:30～23:25)

以上